

## 改正省エネ法

### 1. はじめに

空調設備ニュースNo.003にて、現行の省エネルギー法による基準の構成を紹介しました。

その後、平成25年1月31日に「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)が公布され、これまでの「外皮の断熱性と個別設備ごとの性能をそれぞれ別々に評価する住宅・建築物の省エネ基準」が、「一次エネルギー消費量を指標とした建物全体の省エネ性能を評価する基準」に一本化されます。

#### 現行基準

評価方法	非住宅建築物 (平成26年3月31日まで評価可能)			住宅 (平成27年3月31日まで評価可能)	
	300㎡ ≤ 床面積 < 2,000㎡	2,000㎡ ≤ 床面積 ≤ 5,000㎡	5,000㎡ < 床面積	300㎡ ≤ 床面積 ≤ 5,000㎡	5,000㎡ < 床面積
外壁・窓等を通しての熱損失の防止	PAL (性能基準) ポイント法・簡易なポイント法 (仕様基準) BEST	PAL (性能基準) ポイント法 (仕様基準) BEST	PAL (性能基準)	年間暖冷房負荷 (性能基準) 熱損失係数Q値及び夏期日射取得係数μ値 (性能基準) 各部位で評価 (仕様基準)	
空気調和設備	CEC/AC (性能基準) ポイント法・簡易なポイント法 (仕様基準)	CEC/AC (性能基準) ポイント法 (仕様基準) BEST	CEC/AC (性能基準)		
機械換気設備	CEC/V (性能基準) ポイント法 (仕様基準) BEST	CEC/V (性能基準) ポイント法 (仕様基準) BEST	CEC/V (性能基準)		
照明設備	CEC/L (性能基準) ポイント法・簡易なポイント法 (仕様基準)	CEC/L (性能基準) ポイント法 (仕様基準) BEST	CEC/L (性能基準)	CEC/L (性能基準)	
給湯設備	CEC/HW (性能基準) ポイント法・簡易なポイント法 (仕様基準)	CEC/HW (性能基準) ポイント法 (仕様基準) BEST	CEC/HW (性能基準)		
昇降機	CEC/EV (性能基準) ポイント法 (仕様基準) BEST	CEC/EV (性能基準) ポイント法 (仕様基準) BEST	CEC/EV (性能基準)		

統一

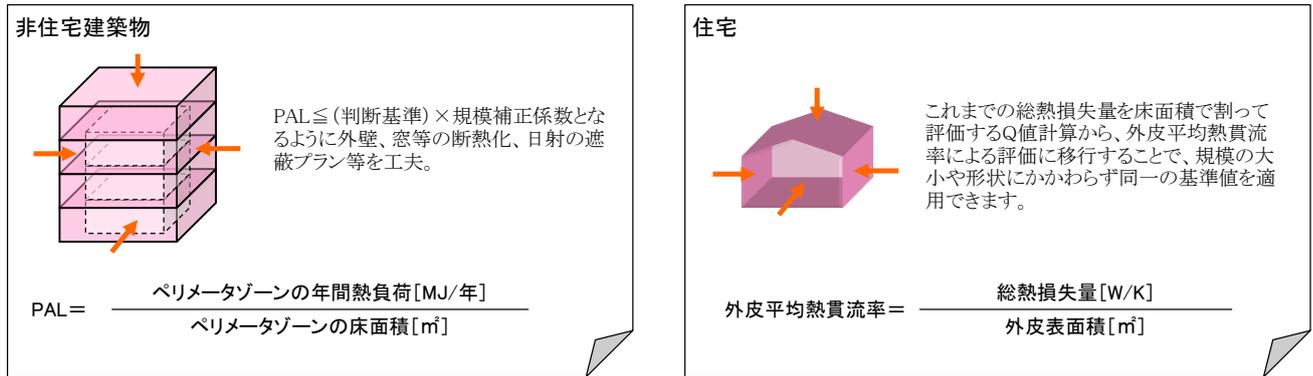
#### 新省エネ基準

評価方法	非住宅建築物 (平成25年4月1日より届出可能)	住宅 (平成25年10月1日より届出可能)
	外皮	年間暖冷房負荷 (PAL)
暖冷房 換気 給湯 照明	一次エネルギー消費量	

## 2. 主な変更点

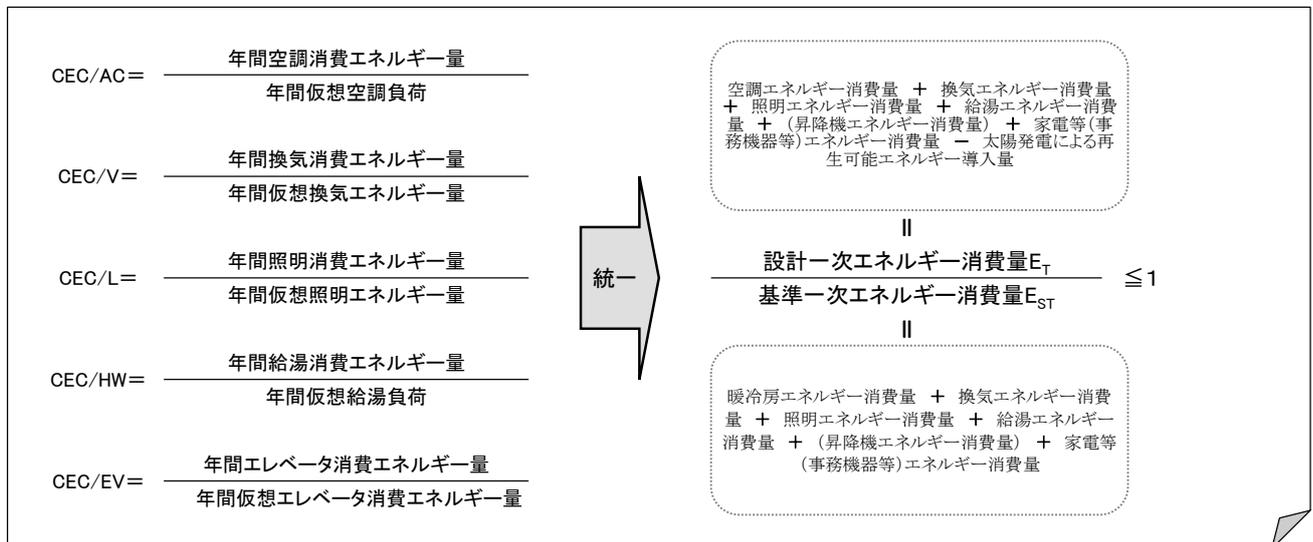
### 1) 外皮断熱性能基準の見直し

これまでのPALによる性能基準やポイント法や簡易なポイント法による仕様基準から、非住宅建築物では年間暖冷房負荷(PAL)へ一本化され、住宅では新たに外皮平均熱貫流率(UA)を用いる評価方法へ移行します。



### 2) 個別設備毎の性能基準の見直し

これまでは暖冷房、換気、照明、給湯及び昇降機の個別設備の省エネ基準を評価していましたが、室用途や床面積に応じ、適切に省エネ性能を評価できるように一次エネルギー消費量に統一されます。



### 3) 施行スケジュール

経過措置期間(非住宅建築物に対しては平成25年4月1日から平成26年3月31日まで、住宅に対しては平成25年10月1日から平成27年3月31日まで)は、現行の評価方法である仕様基準でも届出できます。

届出対象となる規模は従来通り下表となります。詳細は、空調設備ニュースNo.003を参照下さい。

	第一種特定建築物	第二種特定建築物
対象規模(床面積)	2,000㎡以上	300㎡以上2,000㎡未満
省エネ措置の届出対象となる行為	新築、一定規模以上の増改築	新築、一定規模以上の増改築
	屋根、壁又は床の一定規模以上の修繕又は模様替	—
	空気調和設備等の設置又は一定規模以上の改修	—
届出義務違反	50万円以下の罰金	
届出に係る省エネ措置が判断基準に照らして著しく不十分であるときの措置	指示→公表→命令	勧告
	命令違反→100万円以下の罰金	—

## 空調設備ニュース

- 編集 技術委員会空調部会
- 発行所 (一社)大阪空気調和衛生工業協会  
大阪市中央区安土町1丁目6-14  
TEL.06-6271-0175 FAX.06-6271-0177  
URL.http://daikeui.com/